

特定秘密の保護に関する法律案参照条文

目次

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	1
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	2
○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）	2
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）（抄）	2
○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）	3
○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（抄）	3
○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）	4
○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）	4
○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）	4
○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）	4
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）	5
○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	5
○検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）（抄）	6
○外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）	6
○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	6
○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）	9
○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）	10
○刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	11
○内閣法（昭和二十二年法律第五号）（抄）	11

特定秘密の保護に関する法律案参照条文

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

第三十九条 本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

（設置）

第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議 子ども・若者育成支援推進本部 食育推進会議 少子化社会対策会議 高齢社会対策会議 中央交通安全対策会議 犯罪被害者等施策推進会議 自殺総合対策会議 消費者政策会議 国際平和協力本部 日本学術会議 官民人材交流センター	民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律 子ども・若者育成支援推進法 食育基本法 少子化社会対策基本法 高齢社会対策基本法 交通安全対策基本法 犯罪被害者等基本法 自殺対策基本法 消費者基本法 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律 日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号） 国家公務員法
---	--

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 (略)

(施設等機関)

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)

第三条 (略)

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3・4 (略)

(施設等機関)

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条 (略)

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 (略)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第六十六号）（抄）  
(定義)

第一条 (略)

2 (略)

3 この法律において「特別防衛秘密」とは、左に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、公になつていないものをいう。

一 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された装備品等について左に掲げる事項

イ 構造又は性能

ロ 製作、保管又は修理に関する技術

ハ 使用の方法

ニ 品目及び数量

二 日米相互防衛援助協定等に基き、アメリカ合衆国政府から供与された情報で、装備品等に関する前号イからハまでに掲げる事項に関するもの

○国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第五十二条 (略)

② 委員会は、その決議により秘密会とすることができる。

③ (略)

第五十四条の四 調査会については、第二十条、第四十七条第一項、第二項及び第四項、第四十八条から第五十条の二まで、第五十一条第一項、第五十二条、第六十条、第六十九条から第七十三条まで、第四百四条、第四百五条、第二百十条、第二百一条第二項並びに第二百二十四条の規定を準用する。

② (略)

第六十二条 各議院の会議は、議長又は議員十人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の議決があつたときは、公開を停めることができる。

第四百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。

②③④ (略)

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（抄）

第一条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）

第三百十六條の二十七 裁判所は、第三百十六條の二十五第一項又は前條第一項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

②（略）

③ 第一項の規定は第三百十六條の二十五第三項又は前條第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同條第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

第三百十六條の二十八（略）

② 期日間整理手続については、前款（第三百十六條の二第一項及び第三百十六條の九第三項を除く。）の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第三百十六條の六から第三百十六條の十まで及び第三百十六條の十二中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同條第二項中「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるものとする。

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（文書提出命令等）

第二百二十三條（略）

2（略）

6 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十條第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7（略）

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）

（審査会の調査権限）

第九條 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2（略）

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第十九条の四 情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成十五年法律第六十号)第三章の規定は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続について準用する。この場合において、同章の規定中「審査会」とあるのは、「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会」と読み替えるものとする。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号) (抄)

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 (略)
- 二 派遣労働者 事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。
- 三 六 (略)

○国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号) (抄)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百二十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(身分保障)

第七十五条 (略)

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(本人の意に反する降任及び免職の場合)

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

(本人の意に反する休職の場合)

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

(懲戒の場合)

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② (略)

○ 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)(抄)

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

○ 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)(抄)

(外務公務員の欠格事由)

第七条 国家公務員法第三十八条の規定に該当する場合のほか、国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者は、外務公務員となることができない。

2 (略)

○ 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)(抄)

目次

第一章(第六章)(略)

第七章 自衛隊の権限等(第八十七条―第九十六条の二)

第八章 (略)

第九章 (第一百八条—第二百六条)

附則

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、隊員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 (略)

(身分保障)

第四十二条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

- 一 勤務成績がよくない場合
  - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
  - 四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合
- 第四十三条 隊員は、次の各号の一に該当する場合又は政令で定める場合を除き、その意に反して休職にされることがない。
- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
  - 二 刑事事件に関し起訴された場合

(懲戒処分)

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合
- 三 その他この法律若しくは自衛隊員倫理法(平成十一年法律第三百十号)又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合

2 (略)

(学生又は生徒の分限及び懲戒の特例)

第四十八条 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の長又は第二十五条第五項の政令で定める陸上自衛隊の学校の校長(以下この条にお

いて「学校長等」という。)は、防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者(以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。)又は生徒が成績不良又は心身の故障のため修学の見込みがないと認める場合には、その意に反して退校を命ずることができる。

2 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して休学を命ずることができる。

- 一 心身の故障のため長期の休養を要する場合
- 二 刑事事件に関し起訴された場合

3 学校長等は、学生又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、退校、停学又は戒告の処分をすることができる。

- 一 学生又は生徒としての義務に違反し、又は学業を怠った場合
- 二 学生又は生徒たるにふさわしくない行為があつた場合
- 三 その他この法律又はこの法律に基く命令に違反した場合

4・5 (略)  
(防衛秘密)

第九十六条の二 防衛大臣は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないものうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。

- 一 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。

二 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

3 防衛大臣は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛省との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。

4 防衛大臣は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

- 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
  - 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
  - 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。
- 第二百二十三条 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令を受けた者で、次の各号の一に該当するものは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。
- 一 四 (略)
  - 五 警戒勤務中、正当な理由がなくて勤務の場所を離れ、又は睡眠し、若しくはめいていして職務を怠つた者
  - 2 前項第二号若しくは第三号に規定する行為の遂行を教唆し、若しくはそのほう助をした者又は同項第一号若しくは第四号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、若しくはせん動した者は、それぞれ同項の刑に処する。
- 別表第四 (第九十六条の二関係)
- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
  - 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
  - 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
  - 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
  - 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物 (船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。) の種類又は数量
  - 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
  - 七 防衛の用に供する暗号
  - 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
  - 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
  - 十 防衛の用に供する施設的设计、性能又は内部の用途 (第六号に掲げるものを除く。)

○地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) (抄)

(欠格条項)

- 第十六条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 一 成年被後見人又は被保佐人
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が良くない場合
  - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合
  - 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。
- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
  - 二 刑事事件に関し起訴された場合

3・4 (略)

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の職関の定める規程に違反した場合
  - 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
  - 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2・4 (略)

○不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「不正アクセス行為」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号を入力して当該特定電子計算機を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者又は当該識別符号に係る利用権者の承諾を得てするものを除く。）

二 アクセス制御機能を有する特定電子計算機に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能による特定利用の制限を免れることができる情報（識別符号であるものを除く。）又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為（当該アクセス制御機能を付加したアクセス管理者がするもの及び当該アクセス管理者の承諾を得てする

ものを除く。次号において同じ。)

三 電気通信回線を介して接続された他の特定電子計算機が有するアクセス制御機能によりその特定利用を制限されている特定電子計算機に電気通信回線を通じてその制限を免れることができる情報又は指令を入力して当該特定電子計算機を作動させ、その制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為

○刑法(明治四十年法律第四十五号) (抄)

(すべての者の国外犯)

第二条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。

一 削除

二 第七十七条から第七十九条まで(内乱、予備及び陰謀、内乱等幫助)の罪

三 第八十一条(外患誘致)、第八十二条(外患援助)、第八十七条(未遂罪)及び第八十八条(予備及び陰謀)の罪

四 第一百四十八条(通貨偽造及び行使等)の罪及びその未遂罪

五 第一百五十四条(詔書偽造等)、第一百五十五条(公文書偽造等)、第五十七條(公正証書原本不実記載等)、第五十八條(偽造公文書行使等)及び公務所又は公務員によつて作られるべき電磁的記録に係る第六十一条の二(電磁的記録不正作出及び供用)

の罪

六 第六十二条(有価証券偽造等)及び第六十三条(偽造有価証券行使等)の罪

七 第六十三条の二から第六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪

八 第六十四条から第六十六条まで(御璽偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用等、公記号偽造及び不正使用等)の罪並びに第六十四条第二項、第六十五条第二項及び第六十六条第二項の罪の未遂罪

○内閣法(昭和二十二年法律第五号) (抄)

第十二条 (略)

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

③・④ (略)

- 第十九条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。
- ② 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官、内閣危機管理監及び内閣情報通信政策監を助け、第十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
- ③ (略)